

香川県報



第 100 号

平成 15 年

12月19日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県会計規則の一部を改正する規則

（会計課）

一

告示

○保安林の指定の解除予定

（みどり整備課）

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出（二件）

（水産課）

二

○道路の区域変更（六件）

（道路保全課）

○道路の供用開始（三件）

（港湾課）

○臨港地区内における分区の指定

（情報政策課）

公告

○一般競争入札の実施

（土地改良課）

○土地改良区の役員の住所変更の届出

（都市計画課）

○土地改良事業の工事完了の届出

（都市計画課）

○土地画整理組合の解散の認可

（都市計画課）

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（都市計画課）

規則

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第四百号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第七十五条第八号中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改め、「児童又は保護者を」を削り、「第五十条第六号の二」を「第五十条第六号の三」に改め、同条第九号中「収容」を「入所又は養護」に改め、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●香川県告示第七百二十五号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋武紀

一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市引田字檀四三三の一、四三三の一〇

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地及び公共施設用地とするため

●香川県告示第七百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

平成一五、一二、一五	ひまわりデイサー ビス 香川郡香川町大野 九〇一―一	株式会社ひまわり 香川郡香川町大字 大野九九七番地三	通所介護
平成一五、一二、一五	ひまわり介護セン ター 香川郡香川町大野 九〇一―一	株式会社ひまわり 香川郡香川町大字 大野九九七番地三	訪問介護

●香川県告示七百二十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十五年十二月十九日から平成十六年一月二日まで託問漁業協同組合において縦覧に供する。
平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

- 三豊郡詫間町大字箱六九一番地 田島 貞彦
- 三豊郡詫間町大字箱一〇一三番地 宮脇 兼繁
- 三豊郡詫間町大字箱一〇一八番地 池内 寿次

二 加入区の名称

箱浦加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

●香川県告示七百二十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十五年十二月十九日から平成十六年一月二日まで坂出漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日	香川県知事 真 鍋 武 紀
一 発起人の住所及び氏名	香川県知事 真 鍋 武 紀
坂出市御供所町三丁目四番五三号	浜本 良市
坂出市御供所町三丁目四番一一号	蛭子 道雄
坂出市林田町三四七〇番地の一	横内 清
二 加入区の名称	
坂出加入区	
三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	
坂出市漁業協同組合	

●香川県告示七百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

- 二 路線 名 石井引田線(三十四号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
東かがわ市黒羽字有政甲五八番一六地先から	前	八・五	八四	道路区域の見直しによる変更
	後	一七・五	八四	

●香川県告示第七百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 白鳥引田線（四十号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
東かがわ市小海字成松二番五地先から 東かがわ市小海字川北一六四五番 一地先まで	一四・〇	二二・〇	一四・〇	一四〇	道路区域の見直しによる変更
	一四・〇	二三・〇			

●香川県告示第七百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 川股馬宿線（百二十一号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
東かがわ市黒羽字大縄甲七六六番 三地先から 東かがわ市黒羽字大縄甲七六二番 六地先まで	七・二	二一・〇	七・二	八五	道路区域の見直しによる変更
	七・二	二九・〇			
善通寺市与北町字西務主二七一八番二地先から 善通寺市与北町字東務主二五一〇番七地先まで	一〇・〇	四六・〇	一〇・〇	二〇四	道路改修工事に伴う仮設橋の設置
	一〇・〇	四六・〇			

●香川県告示第七百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 善通寺綾歌線（二十二号）

三 道路の区域

●香川県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多度津停車場線（二百三十三号）
- 三 道路の区域

変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	三九・〇	一四〇	

●香川県告示第七百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
仲多度郡多度津町仲ノ町乙二七五番一地从先から	七・七	一四・〇	一六・〇	一一六	交通結節点 改築事業に 伴う現道拡 幅
仲多度郡多度津町仲ノ町乙二六三番四地先まで				四五・六	

●香川県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 観音寺池田線（五号）
- 三 道路の区域

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木牟礼線（三十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
木田郡三木町大字鹿伏字下所三四一番三地先から	一六・六	一六・六	一一・二	一一	道路区域の 見直しに伴 う不用物件 化
木田郡三木町大字鹿伏字下所三四一番三地先まで			一一・二	一一	

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
三豊郡財田町財田中字宮尾五三二番一、二地先から	一〇・五	一〇・五	四七〇	平成七年香 川県告示第 八百五十六 号で変更し た区域
三豊郡財田町財田中字財田二三〇二番七地先まで	三九・〇	三九・〇		

四 供用開始の期日 平成十五年十二月十九日

●香川県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

一 道路の種類 県道（一般）

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 路線名 多和三木線（百四十八号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字奥山字広野一六五四番一 地先から	九・六	一四三	平成十四年 香川県告示 第四百三十
木田郡三木町大字奥山字広野一六九三番地 先まで	二三・六		四号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十五年十二月十九日

●香川県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

一 道路の種類 県道（一般）

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 路線名 鹿庭奥山線（二百六十三号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字奥山字津柳下七六二番四 地先から	七・〇	一四二	平成十四年 香川県告示
木田郡三木町大字奥山字津柳下三三五七番 地先まで	二六・八		第三十二号 で変更した 区域

四 供用開始の期日 平成十五年十二月十九日

●香川県告示第七百三十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、丸亀港の臨港地区内において分区を指定したので、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 分区名及び分区の指定に係る土地の区域

1 分区名

商港区

2 分区の指定に係る土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部港湾課

公 告

●香川県公告第七百二十三号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十三年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 業務の名称
「香川デジタル映像館」フォトライブラリーシステム データ変換業務
- 2 業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の日から平成十六年三月三十一日まで
- 4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
 - 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 本公告に示した委託業務を指定する日時までに確実に履行することができることを証明した者であること。
- 三 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、二の4及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年一月十六日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- なお、提出された書類を審査した結果、当該委託業務を履行することができると思われた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課総務・IT推進グループ 電話番号〇八七―八三二―三三四〇
- 2 契約の内容を示す場所及び日時
四の1の場所まで平成十五年十二月十九日から平成十五年十二月二十六日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く午前八時三十分から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。
- 3 郵便又は信書便による入札
可とする。ただし、郵便で書留親展扱いによる送付とし、平成十六年一月二十二日午後五時までに四の1の場所まで受領したものに限り。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年一月二十三日午後二時 香川県庁北館三階入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除
- 3 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 5 落札者の決定方法
規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否

9 その他 詳細は、入札説明書による。

●香川県公告第七百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県三豊郡三野町土地改良区から役員の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 役員の
後の別 種類 氏 名 住 所

変更前 理事 加賀宇正則 三豊郡三野町大字大見甲四八三六番地一

変更後 理事 加賀宇正則 三豊郡三野町大字大見甲一八四九番地一

●香川県公告第七百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
満濃町土地改良区	基盤整備促進事業	天神地区	平成一五、三、二四

●香川県公告第七百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第二項の規定により仁尾町

加嶺土地区画整理組合（理事長 中井雅雄）の解散について認可したので、同条五項の規定により公告する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市原田町字東三分一 二二七九及び二二八〇―三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市原田町二一八〇番地

参田 キミ子

●香川県公告第七百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三〇九〇―一、甲三〇九一―九、甲三〇九一―一〇、甲三〇九四―一、甲三一一三五―一、甲三一二三六及び甲三一二三七―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

木田郡牟礼町大字牟礼一〇九二番地三
株式会社きむら 代表取締役 木村宏雄

平成十五年十二月十九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています